

アントン・メンガー

喜 多 了 祐

序——そのひととなりについて

アントン・メンガーは一八四一年ガリシアのマニオウに生まれ、クラカウおよびウィーン大学に学び、同大学で一八七二年民事訴訟法の私講師、一八七五年には員外教授となり、一八七七年から一八九九年まで正教授の職にあった。その間、法学部長・総長を勤め、また宮中顧問官にも任ぜられた。没年は一九〇六年である。周知のとおり、経済学の領域で「限界効用説」をもって名高いオーストリー学派を創設したカール・メンガーは彼の実兄であるが、彼自身もまた法律学の領域で「法律社会学」をもって知られるオーストリー学派の始祖といわれる(孫田秀春・日本国家科学大系七巻法律学(三)四〇一頁)。

彼の最も信憑性ある評伝としては、アントン・メンガ

ー文庫の管理者であったウィーン大学教授カール・グリュンベルヒによるメンガー二回忌記念論文があり、その要旨はわが国でも森戸辰男氏により「国民経済、社会政策および行政雑誌」(Zeitschrift für Volkswirtschaft, Sozialpolitik und Verwaltung)一八巻のなかからすでに訳出されている(森戸訳・全労働収益権史論、付録三二五頁以下)。しかし、メンガーの「人と学説」を最も批判的に取扱ったものとしては、一九〇六年の「南独月刊」(Süddeutsche Monatshefte)九月号に寄稿された門弟オイゲン・エーアリヒの追悼文があり、これは一般に引用されていない模様なので、「社会法学派」草分けの時代におけるメンガーとエーアリヒとの思想的対立を知る上で興味ある一文といふべきである(本学カール・メンガー文庫所蔵)。以下の叙述も、それに負うところが大である。

やや挿話めくが、晩年のメンガーはローマに暮らしていた。生来胸が弱くて、貧血症の病身であった上に、本を読みすぎて、早くから視力を損ねていた彼は、もう日中の明るさですら活字が見えないほど盲目に近かった。南国の強烈な光を好んだのは、そのためであろうが、「理想を高く追い求める者は、妻子の重荷に煩わされてはならない」と口癖のように語って、生涯家庭を築くことを断念したせいもあってか、このよるべない老人の苦行者にも似た心境には、暖さを求める一沫の落莫感があったのかも知れない。しかし、彼の身の世話に青春を捧げていた近親の一女性がそうした異境の佗び住まいに僻易して、言葉を忘れてしまいうたとこぼしたとき、彼は激昂して、こう言った。「一体、お前は何のために人とつき合いをせねばならんのか。そこに本箱をもっているじゃないか。一寸手を伸ばしさえすれば、お前はあらゆる時代の偉大な人々と交わることになるのだ」と。この場面を目撃したエアリヒは、メンガーの徹底した禁欲主義を慨嘆して、「交際が書庫の代用にならないのと同じく、書物は生きた人との交わりに代わる値打ちがないという真理を、彼はついに知らなかった」と書いている

(S. 304f.)

ところで、エアリヒ風にいえば、書物をとおしてしかりえなかった学者の評伝を試みることは、わたくしならずとも難しいであろう。その学説を裏づけるその人となりは、時代と生国を異にする者にはなおさら知るよしもない。前おきが長くなるが、いま少しくエアリヒに語らせよう。メンガーの禁欲主義が他人に対しても敵しいものであったことは、エアリヒが煙草を喫み始めたと言ったとき、メンガーがいつも真面目な顔つきで「君がまだ知らない悪癖はどれかね、教えてくれ給え」と反問したという逸話にも、窺い知られる。エアリヒによれば、慰安と享樂を拒否して、実利と孤高に終始したメンガーの生活態度は、その学問的業績にプラスとなつた反面、マイナスにもなつたとされる。わき目もふらない意志の強固さと純粹さは前者の側面であるが、人間の弱さと空しさに対する理解の欠如は後者の側面だというのである。とくに、婦人問題に関するメンガーの社会政策的議論は熱心で良心的であったが、生きた人間には当てはまらないという欠点があつて、いわば学問上の目的のために調製された標本の研究であつた、とエアリ

ヒは酷評している (Neues Frauchenleben XVIII. Band Nr. 2 S. 1.)。

エーアリのメンガー批判を紹介することは本稿の主目的ではないが、かつてはメンガーの熱狂的な弟子であったエーアリが、表面上メンガーとの親交を続けながらも、晩年のメンガーとは内面的に袂別していたというところに(9) (10)、社会法学派の始祖としてのメンガーの位置づけが再評価されそうに思われるのである。

久しい以前、わたくしは孫田秀春博士からメンガー法学の問題性について教示されたことを想起する。そのころ、エーアリの法社会学に取り組んで卒業論文をまとめつつあったわたくしにとって、自分のささやかな仕事に学徒出陣のために中断されざるをえなかったのは何よりも心残りであった。復員直後の昭和二十一年に書いた「アントン・メンガーの永逝四十年」と題する小論(小樽経済専門学校編・社会経済研究四号)はそのような問題意識の継続であったが、本稿はそれを改筆補完しようとするものである。

一 社会的立法政策学について

エーアリがメンガーの門下に入ったおもな動機は、ドイツ民法典第一草案に対するメンガーの有名な批判に刺激されたことにあるという(9, 14)。この草案に対しては、メンガーと双壁をなすオットー・ギールケの批判 (Der Entwurf eines bürgerlichen Gesetzbuchs und das deutsche Recht, 1889) もまた有名であるが、才気に満ちた痛烈な論法の点で、メンガーの批判は格別であった。

両者とも草案の非社会的であることを指摘するところに共通点をもつが、ギールケはローマ法に対するゲルマン法の見地から(平野義太郎・民法に於けるローマ思想とゲルマン思想)、メンガーは有産階級に対する無産階級の立場から、草案の内容を攻撃したのである。メンガーの批判が「民法と無産階級」(Das Bürgerliche Recht und die Besitzlosen Volksklassen, 1889~1890; 2. Aufl., 1890; 3. Aufl., 1904; 4. Aufl., 1908; 5. Aufl., 1927. 井上登、邦訳)と題されているのは、その趣旨である。勢力関係が明らかに一般民衆の有利に変動してきた今日では、将来に向って恒久的な法典のなかにその利益が尊重されねばならないのは当然であるが、サビニー以来永らく歴史法派の影響下にあったドイツ法およびドイツ法学に対して、こ

のように一段高い観点から、草案をもつばら有産者のための法であるときめつけ、当時すでに立法化されるべきはずの要求を無産者の名において公式化したことは、まさに画期的であった。

メンガーの著作上の名声は寸鉄人を刺す明快な文体によるところもいわれるが (Klein in der „Zeit“ vom 8. 2. 1906)、同書から若干の例を示そう。草案が誘惑された娘に誘惑した男への賠償請求権を「彼女は同意したのだから」という理由で拒否したとき、メンガーはこう言った (§ 68)。理由は、それが大抵は行為能力を制限された未成年の娘の問題であることを忘れている。皮肉なことに、婦人の肉体的魅力はその行為能力と反比例するからだと (§ 70)。つづくに、損害賠償責任は「通常の家父」の注意を怠った者にのみ存するという草案の原則に対しては、メンガーは集中砲火を浴びせる (§ 203)。通常の家父は自分の誘惑した女性から損害賠償を請求されれば、彼女が意思の自由を奪われていなかったことをもって抗弁するだけでない。通常の家父は他人を容易に救助できるのに危険急迫に陥れると、自分は自分の身内と自分の財産だけを誠実に監視すればよいと弁明する。労働

者が雇用関係において、また賃借人が不健康な借家住まいにおいて、労働力や健康を損ねると、通常の家父は雇主または賃貸人として契約上の債務を完全に履行したのだといって、彼らを慰める。さらに、通常の家父は自分の用途のためでなく、たんに憎しみのために隣人の窓を障壁で邪魔立てしても、所有権の濫用に無責任であると主張する、と。

メンガーはそのような鋭い批判にもとづいて、被圧迫者のための改良案を提言したのである。それは社会主義的というよりも社会政策的な提言であって、現行ドイツ民法典の社会政策的な規定は大部分メンガーの貢献によるといわれる。エーアリヒによれば、社会主義の点ではギールケの方にその傾向性が強かったのであり、彼が国家・地方団体・労働者集団をできるだけ共同経済的に組織化し、財貨生産の担い手たらしめようとする団体法の立場にあったのに対して、メンガーは国家のために行政や課税による所有権の骨抜きが漸進すべきこと (§ 128 II)、無主物や相続人なき相続財産が労働者のために社会保障施設に帰属すべきこと (§ 140 I) を提唱する程度で、共同経済的組織化への志向においてはむしろ消極的であっ

た (Enrich, S. 4)。メンガーが家族法の強化を熱望し、離婚原因の過大な拡張に反対して、「より高度の生活圏である労働者集団・地方団体・国家が社会的に組織化され、そのよい働きによりある程度まで家族の代わりとなるときにはじめて、社会を害することなしに夫婦の絆を緩めうるかどうかが考量されるべきだ」(Menger, S. 46)と説いたのは、右の態度の現われである。彼の損害賠償責任論にいたっては、社会主義の原理にかえて矛盾するところすらある。なぜなら、個人の態度から生ずる損害を、その大抵は偶然的範囲において、もっぱら加害者に負担させ、彼を恐らくは自力の及ばないところまで引きよせることになるからである。それよりは、偶然的損害のために生ずるはずの有産者負担金をおもな財源として共同経済的施設をつくり出す方が遙かに社会主義的である、とエーアリヒはいうのである (S. 5)。

けれども、メンガー自身の言い分では、本書はわざと社会主義的理想の立場をはじめから避けて、草案に採用された私法の基礎的原則を与えられた事実として受け取り、その範囲で無産階級の利益のために実際的効果のあることを企図したのである (Menger, S. 3)。彼としては、

たんに人間の社会意識のやや高い段階を志向しただけで、「通常の家父」に代えて「勇氣ある人々」を注意義務の標準とせよという提唱 (S. 205) は、その表現と理解される。これは平均人を見棄てて理想論に走る暴挙であるとして人々から嘲笑されたけれども、エーアリヒですらその基準を暖衣飽食の民である普通法上の「善良の家父」よりも道徳的に幾分高い立場にある平均人であるとみて、賛意を惜しまない (Enrich, S. 5)。

恐らく、本書でメンガーの思想を最も端的にあらわすのは、「不平等なものを平等に取扱うことほど、大なる不平等はない」(Menger, S. 30) という言葉であろう。それは社会的立法政策の眼目を教える言葉であって、エーアリヒによれば、民法学のなかにこの立場を導入したのはメンガーをもって最初とするのである (Enrich, S. 6)。その思想的刻印はドイツ民法典のみならず、スイス民法草案、ことにフーバーの手になるその第一草案、またメンガーの直弟子クラインの起草したオーストリア民事訴訟法にも、顕著に看取されるのであり (Menger, Vorrede zur 3. Auflage) 、「これほど広範囲にわたる深刻な影響を与えた法律書は他に稀である。同書における提

言で、民法典上に採用されなかったものでも、今日なお価値を失わない卓見が少なくないのであって、最近の西ドイツで動産の善意取得制度をめぐって起こった新しい論争も、けっきょくは制度の「没収的效果」(Menger, S. 124ff.)を再反省するものである点で、半世紀以上も前のメンガー学説の蒸し返しとみれないこともない(拙稿「動産善意取得の民法的構成と商法的構成」、私法二四号一二二頁以下)。

一八九五年、メンガーはウィーン大学総長就任の演説で「法学の社会的使命」(Über die sozialen Aufgaben der Rechtswissenschaft, 2. Aufl., 1905, 上田操、邦訳)と題して、「法学がその使命を全うするには、現在・過去および将来にわたる三重の目標を追求しなければならぬ」とし(S. 1ff.)、第一の使命は解釈法学、第二の使命は歴史法学、そして第三の使命は立法政策学を成就することにあるが、従来のヨーロッパ法学は第三の使命に欠けるところがあったので、新時代の法学者にはこの欠陥を充実すべき任務があると論じ、その最重要部分を「社会的法学」と名づけた(S. 19ff.)。これは国民社会の内部における各階級の変化した勢力関係にてらして法の改造を考

察する学問であって、その構想の一部はすでに一八八六年に出た彼の「全労働収益権史論」(Das Recht auf den vollen Arbeitsertrag in geschichtlicher Darstellung, 2. Aufl., 1891; 3. Aufl., 1904; 4. Aufl., 1910, 森戸、邦訳)に明らかにされている。

二 経済的基本権理論について

メンガーを世界的に有名にした業績は、彼が社会的法学と称するものの主内容を経済的基本権の理論にみいだしたことである。「全労働収益権史論」はその克明な学説的研究であり、彼のいわゆる「社会的」な法思想の発展をフランス革命以来の龐大な社会主義文献のなかに探求したものである。一般にメンガー法学は觀念的社会主義と評されるが(峯村光郎・近代法思想史一〇九頁以下)、これは本書に対するエンゲルスの駁論「法曹派社会主義」(Juristischer Sozialismus, 1887, 大形、邦訳)に多かれ少なかれ追従する見方であって、そこには前世紀末葉の資本主義高度化とそれに対応する理想主義復活の思想史的転向とが背景とされている(森戸「アントン・メンガーの学的貢献」、雑誌我等六卷五号三五頁)。しかし、思想的

にみれば、一九世紀が一つの統合体をなしていないということは、たんにその間思想的隆替の甚だしきをみる点にあるのみならず、さらに個々の思想がその担い手個人との関係においても無差別な一体ではないことにあるだろう。むしろ、現実主義と観念主義、経験主義と理想主義との二大潮流が一人の思想家に相合して激騰するところにこそ、一九世紀法思想の二律背反が理解できそうに思われるので、そのような角度からメンガーの経済的基本権論を眺めてみることにする。

メンガーが経済的基本権と名づけたものは、フランス革命の目標であった政治的基本権に対する社会主義の終局目的をさす。その第一に、社会の各員は自分の労働の全収益が自分に帰属すべきことを要求する権利をもつことが挙げられるのであって、彼はこれを全労働収益権と称する (Menger, D. R. a. d. v. A. S. 6)。そして、その想源はイギリスの反資本主義運動にみいだされるというのであるが、彼がこの思想の最も科学的な完成者とみたタムスンこそはベンサムのみを思えば、その学説的研究の狙いは社会主義思想の源流が経験主義固有の領域にあることを明らかにするにあつたといつても

過言ではない (Foxwell, *Introduction to Menger's the Right of the Whole Produce of Labour*, translated by Tanner, 1899, pp. xxv, xxxix)。彼はこの観点からマルクスをタムスンの剽窃者として非難したのであるが (Menger, a. a. O., S. 97)、ユーアリヒによれば、この瀆聖行為が社会主義者たちの反感を買ったのであって、厳密に学問的なべき論争において純粹に個人的な問題が役割を演ずる顕者な一例とされる (Ehrlich, S. 8)。

しかし、メンガーの全労働収益権論は彼自身の告白しているように、タムスンにおけると同じく實際的効果のきわめて弱いものであり、むしろたんに不労所得および私有財産が不法であることのみを証明すべき法理論として意義をもつのである (Menger, a. a. O., S. 59)。彼はそれを「だからこそ、かえって政治運動、社会運動の標語として科学の領域では無用でない」というのである (Ibid., S. 6)。この言葉をエンゲルスは「かくしてすでに標語という点のみを問題とするほどまでに身を落としてきた」と揶揄したけれども、メンガーのいわゆる標語とはまさにタムスンの批判原理と同じく、経験的に与えられた法理論上の基本概念というほどの意味ではなかつたか。彼

が歴史法派の民族精神説および自然法派の社会契約説とともに現実的裏づけのない——彼の言葉によれば、「生きた事実」を無視する——無理な仮定であるとして排撃したのも、その意味においてであり (*Ibid.*, S. 97)。要するに法律秩序とは一国内において継続的に認められた勢力関係の総称であって、その成立過程はけっきょく強者の利益が闘争により既得の権利に変化するという歴史的事実にあるとみるのである (Menger, D. R. u. d. b. V., S. 6)。

したがって、全労働収益権というのは、第一義的には既得の不労所得権に対する理論的否定の武器と理解されるべきものである (Foxwell, *op. cit.*, vi)。いかに、メンガーはその理論的基礎づけのみに止まったのではない。しかし、彼がそこに求めたものはもって現存法律状態に対する鋭利な批判原理なのであって、その積極的組織的方面への展開、すなわち改良原理としての実践的帰結は、後年の著書「新国家論」(Neue Staatslehre, 1903; 2. Aufl., 1905; 3. Aufl., 1906; 4. Aufl., 1930。河村又介、邦訳)に多くを俟たねばならなかった。そのために本書は元来三巻本の予定であったのだが、彼の没年に出

た決定版では二六三頁の圧巻に収められた。彼が自著の圧縮簡略化に最大の価値を認めたのは、読書のために僅かな時間しか残していない労働者に実際読ませたいと念願したからで、エーアリヒによれば、その論述は一見単純のように思われるが、読者はそこに彼の「きわめて科学的で全く冷静な」社会改造の具体案を知ることができよう、とされる (Ehrlich, S. 6f.)。

メンガーは全労働収益権に二つの実践的機能を分ける (Menger, D. R. a. d. v. A., S. 158)。まず、不労所得の理論的否定を直ちに実践化するという消極的機能に革命思想の根本をみだし、それは政治的基本権の思想と同じく、経済的秩序の改造に対する何らの積極的原理も含まないとする。「労働大衆が屋根裏に追い込まれてい」る「現行私法秩序は、彼にとっては直ちに撤収されるべく余りに宏壯複雑な建物であった」(Derselbe, N. S., S. 28)。だから、彼が暴力革命を排斥した第一の理由は「不正というのではなくして、それが目的に適しないから、まさに不可能だから」というにある (*Ibid.*, S. 239)。彼が全労働収益権の積極的内容を実現する方面へ赴いたのは、そのためである。しかし、個別使用を伴う私有財産

の支配下では、財産所有者の法的勢力地位のため、各人が自分の生産物価値の全部を受けるといふ分配正義はとうてい実現できない。個別使用を伴う共有財産の制度下では、これが幾分かは実現されようが、そのようなことは可分物である土地の使用、したがって農業労働にのみ直接応用できるだけであり、不可分的集合物である近代的経営体の使用、したがって工業労働には適用できない。そこで、メンガーは共同使用を伴う共有財産の形態でこの難点を克服しようとする (Derselbe, D. R. a. d. v. A., S. 152 f.)。

「新国家論」では、このように一切の生産手段を共有・共同使用とする社会主義を、その実現の範囲に応じ、世界社会主義・国家社会主義および地方団体的社会主義の三つに区別し、さし当たり第三のものを最も実際的だとしている。これは個人の労働収益の数量的確認が技術的にきわめて困難であるからで、その意味では人口平均二、〇〇〇人ぐらいの地方団体を所有権および経済の担い手とするのが適度であろう (Derselbe, N. S. S. 192 f.)。今日の大都市の場合には経済生活の秩序づけは甚だ広範複雑な任務であるから、個人と地方団体との間

に行政制度として必ず労働者集団が介在しなければならぬ (Ibid., S. 199 f.)。この団員は個別的な全労働収益権を有しないが、その代わりに労働者集団が獲得した全体の労働収益をいわば担保として、地方団体に対し住民権としての生存権、すなわち「各人は自分の生存に必要な物財および労働が他人の緊要度少ない欲望の充足に供されるに先立ち、現存資料に応じて自分に分与されることを要求する権利」を認められるならば (Derselbe, D. R. a. d. v. A., S. 8 f.)、實際上全労働収益権とほぼ同じ趣旨が達成できる、とメンガーは考えるのである。

このことは全労働収益権の実践面における破綻を物語るものであって、そのかぎりでメンガーの経済的基本権論を観念論と評するのは正当であろう。しかし、その評言がエンゲルスの「この論文では第一号の全労働収益権だけを論ずる」という態度に追従しての批判であるならば、それがどれほどまでメンガー法学の核心を衝いた言葉であるかを疑わざるをえない。なぜなら、経済的基本権の第二号として生存権が挙げられるところに、メンガー法学の重点があると思うからである (Foxwell, *op. cit.*, cvii)。

三 民衆的労働国家論について

批判原理としての全労働収益権と異なり、生存権ではまず改良原理としての実践的基礎づけが問題とされる。

「批判は易く、改良は難し」という「新国家論」冒頭の一句が示すとおり、メンガーはこの仕事をそれほど樂觀しないのであるが、社会主義的分配制度の基礎に生存権を置くことを躊躇しない。この場合、彼は近代獲得社会の経済的相互連帯性を念頭に浮べていたようである (Howell, *op. cit.*, cvii)。すなわち、生存権はこの社会的連帯債務に付従して国民所得を担保とするところの抵当権に擬せられるべきもので、その権利者である民衆は不勞所得が特恵的地位にある個人に与えられるのに先立ち、国民所得から優先弁済を受ける権利を有するとみられる (Menger, D. R. a. d. v. A., S. 10)。したがって、この権利は現代の私法秩序と並存できるという意味で、全労働収益権とは異なり優れて現実的な政策目標といえることができる。

しかし、メンガーはこの権利が直接かつ無造作に国家または地方団体に対して行使できると考えるほどに非現

实的ではない。そのための準備工作としては国権による大財産の償却が必要かつ適切だといっているのである (Menger, N. S., S. 243E)。すなわち、大財産家は他人によってその権利を行使せねばならず、小財産家と異なり、権利と実勢力とは甚だしく分離するから、立法はその権利を簡単に彼らから没収できる (Derselbe, D. R. a. d. v. A., S. 128)。いわんや没収でなく、たんに生存権を侵さない限度の償却にすぎなければ、なおさら可能である。そこで、さし当たりは権力的方式で償却した大財産を地方団体に移属させることから始め、そして漸次中小財産の社会化へと進むならば、それにつれて他方団体に対する生存権はいよいよ実現され、他方現存私法秩序はますます後退する、とメンガーは考えるのである。

メンガーはこの過渡的形態における生存権の一種に第三号の経済的基本権として労働権を挙げる。これは、労働能力者が私企業者の下で労働をみいだせないことが確かめられて後、はじめて国家または地方団体に対して普通の日傭賃労働を与えることを要求し、もしそれも不可能なときには、通常の生活費を要求できる権利である (Ibid., S. 15)。近代の立法はすでに未成年者の義務教育

制・育児院・孤児院において、また労働能力者の失業・疾病・災害・老年・廃兵保険において、不十分ながら生存権実現の端緒を示している (*Ibid.*, S. 164f.)。このようにして生存権を完全に行すれば、今日土地および資本の所有者が獲得している不労所得は大部分償却され、私有財産はその経済的効用を甚だしく奪われるから、やがて共有財産に変化するだろう。そして、生存権は現行の財産権にとって代わるだろう、とメンガーは説くのである。

一応安定状態に入った新社会秩序——それをメンガーは「民衆的労働国家」と呼ぶ——の重点は財産法、とくに物権法にある。なぜなら、社会主義法体系の中心はメンガーによれば分配問題だからである (*Deutscher, N. S. S. 95*)。彼は物の経済的性質を考慮して、これを三群に分け、その所有および使用の法形式を次のように構成する (*Ibid.*, S. 80f.)。まず、民法上の既成概念である消費物は排他的支配を前提するので、従来どおり私有私用とするが、その取引形式である債権関係は国家と国民個人との間にのみ生ずるから、その処分権は根本的制限を受ける。次に、本来の用法に従って使用しても実体の滅却ま

たは滅損を伴わない物を利用物と名づけ、公有共用とする。そのうち、道路・公園・港のように同時的共同使用の可能な物の使用は取締まるだけでよいが、住宅・書籍・懐中時計のように排他的順次使用を必要とする物の利用権は、所有主体である地方団体から特別に個人に与えられる。最後に、物本来の使命が人為を加えたり加えずに新しい物を生産し、または物の適当な分配作用をするにあるときは、その物を生産手段とみて、不労所得の禍根を断つために、公有共用とするが、その利用権も決して個人には与えられない。純粹な事実関係は別として、それは個人の取引圏外にある。

以上の法形式の下では、個人は一方で一定時間の労働義務を負担するとともに、他方で一定分量の欲望充足手段を与えられる。前者については生産手段の利用が事実関係として個人の労働に依存せねばならぬからであり、後者については消費物および利用物の利用権は当然個人に割当てられねばならぬからである。しかし、労働義務の時間と享樂手段の分量をともに一定とするには、技術上きわめて一般的な標準を眼中に置かざるをえない。メンガーが「通常の勤勉と通常の素質をもった労働者が要

するはずの平均労働時間」(Ibid., S. 105) といひ、また「人たるに値する生存欲望」(Ibid., S. 100) というのが、それである。といひ、無差別な画一化はかえって各人の経済的地位向上の可能性を失わせ、大部分の民衆をして全くの無為主義に陥らせるだろう。この危険を最も有効に防ぐのは、社会的地位に応じた享樂手段の不平等と職業労働に応じた義務労働時間の融通性とを是認する職階的組織であつて、これをメンガーは主観的分配制度と称する (Ibid., S. 95 f.)。

しかし、どんな時代でもすべての民衆が例外なく労働能力者として働き、また生存欲望以上の高級な欲望の充足を求めないでいるとするのは、現実を無視した無理な仮定であらう。労働無能力者や未成年者の生存権確保のためには、労働能力者の義務労働時間をそれだけ増さねばならぬし、また労働能力者自身も義務労働時間以上に長く働いて収益を得ることはある程度まで許されねばならない。前者の点では個人のなした労働の時間によって、その受けるべき享樂手段の分量が影響を蒙らないので、全労働収益権の趣旨は全く拒否されるが、後者の点ではそれがかえつて容認される。ただし、あまりにせいたく

な消費は今日の資本蓄積と同じく非民主的であるから、時間外労働による全労働収益は一定の制限つきで許されるべきである (Derselbe, D. R. a. d. v. A., S. 10)。いいかえれば、主観的分配制度を原則としながら、すべての人の生存権が完全を実現された後は、ある程度——すなわち、落伍者の憎悪を挑発することなく、たんに国民の競争心を激励する程度——において客観的分配制度も例外として行なわれてよい。メンガーはそれを「利己心と公同心、自由と強制を調和するもの」として、過渡的な安定状態における地方団体的社会主義の国家にとくに推奨してゐる (Ibid., S. 11)。

ところが、このような状態もメンガーによれば「人類社会意識のやや高い段階」とみられるにすぎない。とすれば、将来国家社会主義・世界社会主義へと進むにつれて、個々人の欲望が非常に平準化して、生存権とこれに相当する労働義務との限界を越えては、利己心は自発的に慎まれるような状態が、民衆的労働国家の彼岸に想像される。しかし、そのような状態は友愛と献身との教育を幾百年間民衆に施すことを前提とするのであつて (Derselbe, N. S., S. 27) といわば「遠い将来の雲霧のなか

にある」とされる (*Ibid.*, S. 198)。そこに、メンガー法学の核心をなす生存権の理念が政治と道徳との課題として登場する。晩年のメンガーには、「民衆政策」(Volkspolitik, 1906、藤本直、邦訳)および「新道徳学」(Neue Sittenlehre, 1905、藤本直、邦訳)と二つの小著がある。いずれも勢力関係の見地から右の課題に迫ったものであるが、メンガーの業績中では最も貧弱である、とエーアリヒはいう (Ehrlich, S. 25)。

一九世紀法思想の総決算である法実証主義がもたらした方法的無為 (Heck, P., Gesetzesauslegung und Interessenjurisprudenz, 1914, S. 3) に対しては、これを法律価値の探求から哲学的に克服しようとする方向と法の社会性の探求から社会学的に迂回しようとする方向との大略二つの試みが現われたが、メンガーは後者の方向を歩んで、法をあくまで経験的事実として捉えようとする。しかし、彼の生存権概念が民衆的労働国家の画像のなかに漸次薄れて行きながらも、法律価値にまで高まろうとする苦悩をみると、それが一九世紀的二律背反からの脱却を、「科学の領域で基礎」づけようとするメンガーの姿であることを知るのである。

結 — エーアリヒの批評によせて

メンガーの業績中で最も注目すべきものが「新国家論」であることは、エーアリヒも認めている (Ehrlich, S. 6)。同書は「世界史の実際これまでよく知られた政治的また社会的改革の手段のみを推賞する」(Menger, N. S., Vorrede) ものであるから、プラトリー的なユートピアの類書とみるのは不当であるといっているのである (Ehrlich, S. 7)。現に二〇世紀の法律はメンガーのいわゆる生存権と労働権を保障する方向に動いてきたようである。すでにワイマール憲法はその第二編「ドイツ人の基本権および基本義務」の第五章「経済生活の秩序」冒頭の第一五一一条第一項で「経済生活の秩序は、各人に人たるに値する生活を可能ならしめることを目的とする正義の原則に適合しなければならぬ。各人の経済上の自由は、この限界内で保障される」と宣言した。これは労働法学の大家であったジンツハイマールの提案によるものだといわれるが、その「人たるに値する生活」という名文句は彼の以前にメンガーが用いているのであって、右の規定は生存権的な基本権の宣言と理解される。

わが憲法もその第二五条に「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」こと、またその第二七条に「すべて国民は勤労の権利を有し義務を負う」ことを規定し、さらに労働基準法第一条は「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならぬ」と宣示した。これらが生存権的な基本権の保障であることは一般に認められている（我妻栄「基本的人権」、国家学会雑誌特輯、新憲法の研究一。石井照久・労働基本権）。しかし、従来の自由権的な基本権との関連で、それがどのように理解されるべきかについては、ワイマール憲法の規定した程度の文面をすら欠いているわが憲法の場合には問題があるし、少なくともメンガーの構想した国家像に比べて無造作な生存権保障の規定であるという印象を受ける。これはいうまでもなく、メンガーの「新国家論」が社会主義的理想の確証を与えようとするものであるからで、その生存権の法理も彼自身の認めているように実兄カール・メンガー「国民経済学原理」(Grundsätze der Volkswirtschaftslehre, 1871, S. 88 ff.)における生存欲望の論述に一斑を負けられよう (Menger, D. R. a. d. v. A., S. 9 Anm. 4a)。

思想的にはそれとむしろ対照的である。

メンガーが貴族の出でありながら、社会主義の学者として進む決断をしたのは、一八七三年のことである。この年彼は、困窮の場合に一、二〇〇グルデンの年金を呉れる旨を定めた弁護士保険組合に加入した。これは将来の迫害に備えるためで、彼の覚悟のほどが窺われる。生涯独身を守ったのも、そのためであるとさえいわれる (Grünberg, a. a. O.)。とにかく、異常な決意をもって社会主義法学の研究に従事したようである。しかし、彼は社会民主党員ではなかったのみならず、同党から手ひどい敵対をすら受けたのである (Ehrlich, S. 8)。「新国家論」には、おもにメンガーと同党の公式信条との対立がみられる。双方にとって、社会問題は何よりもまず権力の問題であった。国家の権力手段を働くプロレタリアートの手中に収め、彼らの有利になるように動かすことが眼目であった。しかし、社会民主党の採用するマルクス学説によれば、この解決法は一定の生産様式の変化を前提要件とする。エーアリヒによれば、メンガーがマルクスと異なる主要点は、この唯物史観を拒否するところにある。なぜなら、メンガーの民衆的労働国家は何らかの

経済現象に全く依存しないのであって、いつどこで無産階級がそれへの権力を獲得しようともよいからである。社会問題の解決はけっさく法律問題であり、社会主義法をもってすれば、いつでも民衆的労働国家は実現するとみるからだというのである (Ehrlich, S. 91.)。

エーアリの理解の仕方はやや極端のように思われる。なぜなら、メンガーはこういうだけだからである。「マルクスやエンゲルスとともに、法律秩序はたんにその時代の経済的事情の法的上部構造、法理的表現にすぎないと推定するのは、謬見これより甚だしきはなからう。むしろ法律の領域では、第一に権力が決定を与え、第二にはじめて経済的需要が権力者たちの一般的承認を受けるかぎりで決定を与えるのである。」(Menger, N. S., S. 227) と。しかし、メンガーが続けて、「たのむに足る軍隊と善良な警察とをもってすれば、経済的事情とは甚だしく矛盾する法律秩序を設定し、また幾世紀にもわたって維持することができる」(Ebdenda) と述べているところには、たしかに国家の権力的作用に対する過大評価がある (Ehrlich, S. 11)。そして、このことはその過小評価に欠点を有するといわれるエーアリ自身立場

(Friedmann, *Legal Theory*, 3rd edn., 1953, p. 195) と好対照をなすといえよう。

けれども、エーアリのメンガーから袂別させた思想の原因は、唯物史観の是非ではない。それは第一に、メンガーが社会問題をもっぱら分配問題としてみた点にある。エーアリによれば、今日支配階級の手中にますます多く集まってくる巨大な財産は彼らによって消費されるよりもむしろ資本化されるのであって、その国民経済の意味では民衆的労働国家もまた資本化をしなければならぬ。もちろん、奢侈品については別であるが、今日個人のぜいたくがどんなに過大にみえようとも、それは国民財産の収益の僅少部分しかなさぬ。だから、それを排除しても、個々のプロレタリアートの生計はほとんど目ばしい向上をしないだろう。メンガー自身も、民衆的労働国家においてはむしろ、労働階級の最も積極的な分子である都市労働者の生計が、「不労所得の撤廃にもかかわらず、全国平均をとれば、恐らく例外的に低下せしめられねばなるまい」(Menger, N. S., S. 194) と想像するのである。したがって、全不労所得が撤廃され、あらゆる奢侈が不可能にされても、これにより達成される

貯蓄そのものは、メンガーのみるところでも、全労働者に今日よりもよい生計を保障するに足りない、とエーアリヒはいうのである (Ehrlich, S. 12 f.)。

エーアリヒは国民所得の再分配だけでメンガーの希望する成果が達成できるかどうか疑問をいだいていたのであって、この疑問に対してメンガーがアメリカの共産主義団体をみよと答えたとき (Menger, D. R. a. d. v. A., S. 14 f.)、エーアリヒはこう考えた。民衆的労働国家が民衆からそのような宗教的熱意のこもった禁欲のスパルタ的生活態度を強要できるかどうかはともかくとしても、彼らは土地生産物のきわめて重要な剰余を他の非共産主義的な経営体の生産物と交換し、資本主義的世界の技術的また経済的な全進歩に間接的ながら参加するわけである、と。メンガーはこの異論に対してもはや反駁せず、「君は年をとって、保守的になったのだ」という言葉で対話を打切ったという (Ehrlich, S. 14)。

エーアリヒにとっては、社会問題は何よりもまず財貨生産における技術的進歩の問題と思われたのである。したがって、一定の計画にしたがい秩序づけられる財貨生産が国民所得のより正当な分配のみならず、全国民の需

要を十分にまかなう収益向上を伴うものであるというマルクシストの見解に、むしろ関心をひかれる。彼は「今日の生産諸力が計画的に運用された場合に、すべての人々のために十分な福祉を達成できる」ことを計数的に証明した匿名の一書「将来国家の一瞥」(Ein Blick in den Zukunftsstaat. Produktion und Konsum im Sozialstaat von Atlanticus, Stuttgart, Verlag von J. H. W. Dietz Nachf. 1898)を引用し、これがカウツキーの序文をえている点に、高い評価を与えている。しかし、最後にやはりそのような大がかりの技術的進歩は、今日の社会においてよりも社会主義社会において一層早く可能であるかどうかには、疑問があるとしている (Ehrlich, Ss. 15~20)。

第二に、民衆的労働国家では、すべてを見渡し、すべてを決め、すべてを命ずることができる超人的な機関を必要とする。地方団体的社会主義の場合には、地方官庁がその地位に就くわけだが、この点にもエーアリヒは実効性を疑う (Ibid., S. 21 f.)。第三に、メンガーの歴史的感覚は過去を鋭く見抜く眼鏡ではあっても、将来を決定する道具ではなかった、とエーアリヒはいう (Ibid., S.

る)。要するに、メンガーが分配問題に集中するのあまり、勢力関係の変革になお急な議論を構えていることを、エーアリヒは耐えがたく感じたようである。「わたくしは自分の道徳、学問、芸術、そして奢侈の要求についても、民衆的労働国家の機関から監督されることを、できるだけ御免してもらいたいのである」(Ibid., S. 13)とエーアリヒは書いているほどである。それにもかかわらず、「メンガーが勢力関係の変革を力説する背後には、現在の支配階級はすでに無産者に対し若干の責任があり、将来ますます責任があるだろうという彼の道徳的確信がひそんでいるのであって、この点では彼は自分が望んだかどうかを問わず、あらゆる時代の民主主義者に優るとも劣らない道徳家の列に入るだろう」(Ibid., S. 27f.)というエーアリヒの言葉は、メンガーの「人と学説」を内面から結びつけるに相応しい言葉であると思う。

かつて福田徳三博士は、企業を起点とする「生産的」な社会政策を唱導して、カール・ツァイス財団における

労働のあり方を激賞したが(福田・経済学全集五下一四四二頁以下)、そこには博士自身が深く傾倒しておられたメンガーの生存権理論(前掲、二〇一四頁以下)を企業の場において再構成するという課題があったはずであろう。近時、イギリスのゴイダーはツァイス財団の企業体制をそのような方向で再評価し、「責任ある会社」という構想を発表した(Goyder, *The Responsible Company*, 1961. 拙訳・第三の企業体制)。限られた本稿の首題からはずれるが、メンガー学説に残された問題を考える立場からは、付言するに値しよう。「新社会はどうしても現代に接合しなければならぬ」(Menger, N. S., S. 199)ことを強調したメンガーが意外にも簡単に国権による大財産償却の可能性を想定して、いきなり地方団体的社会主義の実現へ飛躍したところに、今日の大企業という大財産の出現を充分にみとどけていなかった彼の時代的なずれが感じられるのである。

(一橋大学教授)